

せせらぎのように美しく、一人ひとりが輝くまち
～住む人が誇りに思う町をめざして～

広報

こうら

甲良町ホームページ <http://www.kouratown.jp/>

2022



2

TOWN INFORMATION

新成人の皆さん、おめでとうございます！



2 くらしのかわら版

5～7 確定申告について

8 3回目新型コロナワクチン接種

10 子育て世帯生活支援特別給付金

12 空き家バンク

16 無料法律相談会



おはなし会がおこなわれました



12月11日（土）、図書館でおはなし会がおこなわれ、3組の親子が参加されました。

子どもたちはお母さんの膝の上で、図書館員の絵本の読み聞かせを楽しそうに聞いていました。季節にあった絵本の読み聞かせの合間には、手遊びも楽しみました。

図書館では第2土曜日 おはなし会、第3金曜日 ぴよぴよよこのおはなし会を開催しています。日程の変更など、詳しくは図書館へお問い合わせください。

【問合先】 企画監理課 ☎38-5061



甲良町健康推進員 ～おやこの食育啓発活動～

11月に甲良町立甲良東・甲良西保育センターで、園児とお迎えに来られた保護者の方を対象に、食育啓発をおこないました。

今回のテーマは…「やさいのちから」 ～バランスよく食べて野菜の力をもらおう～

野菜は食事の中でも脇役のように考えられていますが、実は体作りに欠かせない重要な栄養素が多く含まれています。

★野菜の栄養素…ビタミン・葉酸・ミネラル・食物繊維など野菜の栄養が成長に必要な資料や、野菜たっぷりレシピ集の配布や、1日に必要な野菜の分量を示して家庭での食事を振り返ってもらいました。実際の野菜を見せることで、子どもたちは興味を示してくれました。



保護者の方にご協力をいただいたアンケートからは、
◎子どもが嫌いな料理は何ですか？ ⇒ 野菜を使った料理
◎野菜を食べるために工夫していることは何ですか？
⇒子どもが食べられるものを出している
など悪戦苦闘されている様子が伺えました。

そこで、両保育センターでは子どもたちが野菜をおいしく摂取するためにどのような工夫をされているのかを伺いました。

- 食材の本物の旨味を使う。(かつお・昆布・煮干しの出汁は美味しいと食べてくれている)
- 子どもの食事の仕方・反応で具材の切り方を変えている。
- 一度にたくさん盛り付けると残すので、少しずつお代わり形式で食べられた達成感を持たせる。
- ボイルした野菜で歯ごたえを持たせる。リンゴも皮つきで食べるよう工夫している。
- 子どもが嫌いな野菜は好きなおかずになんとか少しずつ加える。
- 味付けは薄味で旬の野菜を取り入れて、1食5種類以上の野菜を使用した献立 にしていました。

最近の子どもたちは軟らかい物が好き（一口が小さい）で咀嚼する力が弱く、すぐに顎が疲れてしまう傾向があるようです。また、ご家庭で食べていない野菜（食材）は食べたがらないことがあり、ご家庭と保育センターが協力して「野菜が大好きな子ども」になってくれるよう健康推進員としてこれからも応援していきます。

【問合先】 保健福祉課 ☎38-5151



長寿のお祝い



池寺の陌間君尾さんが、めでたく100歳の誕生日を迎えられた12月4日に、野瀬町長と民生委員の眞柴孝子さんが訪問して長寿をお祝いしました。訪問の際には、笑顔で出迎えてくださいました。これからも一層お元気で、長生きしてください。

【問合先】 保健福祉課 ☎38-5151



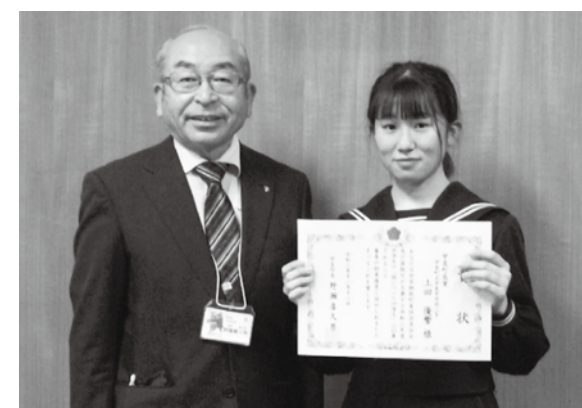
—おめでとうございます！— 中学生「税についての作文」の表彰式が行われました。

全国納税貯蓄組合連合会と国税庁が主催する、令和3年度中学生の「税についての作文」に甲良中学校から1名の方が受賞され、12月7日に表彰式が行われました。



甲良中学校
3年 上田 ゆうね 優響さん

心からお祝い申し上げます。



【問合先】 税務課 ☎38-5064



くらしのかわら版 ～行政相談について～

■行政相談 総務省の行政相談は、公平・中立の立場から、行政などへの苦情や意見・要望を受け付け、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みです。国の事務について困ったときは、お気軽にご利用ください。ご利用は無料・予約不要・秘密厳守です。

相談日：令和4年2月12日（土）
場 所：甲良町役場 第三会議室
時 間：10時～12時



【問合先】 総務課 ☎38-3311
滋賀県行政監視行政相談センター ☎077-523-1100



所得税・住民税の確定(所得)申告はお早めに！

期間は令和4年2月16日（水）～3月15日（火）

申告会場は甲良町公民館1階研修室です!! お間違えのないように

令和3年分所得税の確定申告と令和4年度町県民税の申告が、2月16日（水）から始まります。
期間中は混み合いますので、申告前に必要書類の準備をお願いします。

□確定申告が必要な方。

■所得税

- ①営業や農業を営んでいる方。
 - ②給与所得者で給与所得及び退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方および給与の年収が2千万円を超える方。
 - ③土地や建物などを売買された方。
 - ④地代、家賃、配当、山林所得などがある方。
 - ⑤給与所得者が年末調整で配偶者控除や扶養控除を受けたが、その者に48万円を超える所得がある場合。
 - ⑥令和3年中の各所得の合計額が各控除の合計額を超える方。
 - ⑦確定申告をすれば税金が戻る方。
- ※申告期限までに申告をしない、または誤った申告をすると、加算税や延滞税がかかることがあります。
※所得税の納付期限は3月15日（火）までです。

■住民税（所得税の確定申告が必要でない方でも、住民税の所得申告は必要です。）

令和3年中の所得（収入）の多少にかかわらず申告をしてください。

※特に、国民健康保険に加入している方は、令和3年中に収入が無い方でも必ず申告してください。

3月15日（火）までに申告がないと、所得証明書等が交付されません。また、国民健康保険税などの軽減が受けられません。（この場合、地方税法第315条に基づいて所得の算定を行いますのでご了承ください。）

□申告には、次のもの（書類など）をご持参ください。

- ①給与や年金所得者は源泉徴収票。それ以外の方は収支明細書（内訳）や雇用主からの支払証明書など。
- ②生命保険料、個人年金保険料、地震保険料の支払い証明書など。（領収書は不可）
- ③日本年金機構から送付された「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」
- ④医療費控除や雑損控除などを受ける方は、医療費控除の明細書や補填額のわかる書類など。
- ⑤寄附金受領証明書など（寄附金控除を受ける人）
- ⑥障害手帳、療育手帳など（障害者控除を受ける人）
- ⑦印鑑（振替納税をされる方は、金融機関の届出印と口座番号）など、必ずご持参ください。
- ⑧マイナンバーカードなど（詳しくは、7ページの「～確定申告にあたってのお知らせ～」をご覧ください。）
- ⑨「利用者識別番号」・・・既に取得されている方。

【問合先】 税務課 ☎38-5064（直通） 彦根税務署 ☎22-7640（代表）



新成人を祝う集い

令和4年1月9日（日）に令和3年度 甲良町新成人を祝う集いが甲良町公民館で開催されました。
新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、様々な感染防止対策を施し、新成人の皆さんの門出を祝いました。会場では、久しぶりの再会を喜ぶ新成人の笑顔で溢れていました。

新成人の皆さん、おめでとうございます。



会場入り口での受付の様子



会場の様子



企画運営を行ってくれた実行委員の皆さん

【問合先】 教育委員会 ☎38-3315



町税は納期限内に必ず納付しましょう!

2月の町税

- ・国民健康保険税・・・9期
- ・固定資産税・・・4期

納期限：令和4年2月28日

◇町税の納付には便利な「口座振替」をご利用ください。
お手続きは、預金口座の届け出印をご持参のうえ、役場税務課までご来庁ください。
◇役場会計室、コンビニエンスストア、銀行、郵便局、「Pay B」アプリからも納付できます。

【問合先】 税務課 ☎38-5064



人権なんでも相談日

2月7日（月）・3月7日（月）

13：30～15：30

保健福祉センター2階 相談室



【問合先】 住民人権課 ☎38-5063

～確定申告にあたってのお知らせ～

確定申告書の提出の際には、「申告書などへのマイナンバーの記載」＋「本人確認書類の提示又は写しの添付」が必要です。

(本人確認書類の例)

例1 ●個人番号カード（マイナンバーカード）

例2 ●通知カード ＋ 運転免許証または健康保険の被保険者証、パスポート など

※個人番号カード（マイナンバーカード）がなくても申告できます。

～感染症対策のためのお願い～

感染症対策のため、以下の対策に取り組めますのでご理解とご協力をお願いします。

- ・受付前に検温を実施します。（検温の際に37.5℃以上ある方は、入場をお断りさせていただく場合があります。）
- ・また、アルコール消毒およびマスクの着用をお願いします。
- ・会場の窓や扉を定期的に開けて、換気を行います。暖房を使用しますが、換気により会場が冷えこむことがあります。体調が優れない場合は、ご来場を控えてください。

【こんな時は税務署で申告をお願いします】

- ・青色申告をする方
- ・白色の事業で収入が1,000万円以上の方
- ・土地、建物などを売買された方
- ・株式など有価証券の譲渡のある方、繰越損失の特受を受ける方
- ・住宅ローン控除を初めて受けられる方
- ・住宅の耐震改修、バリアフリー化等の特別控除を受ける方
- ・雑損控除を受ける方（災害等による住宅の損害）
- ・上場株式の配当等で申告分離課税を選択される方
- ・先物取引、FX（外国為替証拠金取引）、仮想通貨取引がある方
- ・年の途中で死亡した人の申告（準確定申告）をする方
- ・過年分を申告される方
- ・その他、複雑な内容のある方



～彦根税務署からのお知らせ～

◇2月16日(水)から3月15日(火)まで（土・日・祝日は除く）、彦根税務署の申告会場は、彦根商工会議所4階大ホールです。彦根税務署庁舎内には、申告書作成会場を設けておりません。

◎確定申告納税相談日程（会場：甲良町公民館1階研修室）

月	日	字名等	午前	午後	月	日	字名等	午前	午後
2	16	水	正楽寺	全組	3	1	火	北落	1～5組
			法養寺	全組		2	水	長寺東	1～4組
	17	木	小川原	1～4組		3	木	尼子	1～6組
	18	金	横関	1～3組		4	金	尼子	14～19組
	21	月	金屋	1～6組		6	日	全集落	全区民
	22	火	在士	全組		7	月	呉竹	1～6組
			下之郷	1～6組		8	火	全集落	全区民
	23	祝	全集落	全区民		9	水	全集落	全区民
	24	木	下之郷	7～12組		10	木	全集落	全区民
	25	金	池寺	1～4組		11	金	全集落	全区民
2	26	土	全集落	全区民	3	14	月	全集落	全区民
	28	月	長寺西	1～10組		15	火	全集落	全区民
				11～19組					

◆申告会場は、甲良町公民館1階研修室となります◆

（受付時間：午前は9時00分～11時30分、午後は1時30分～4時00分）

◇2月23日（祝）、2月26日（土）、3月6日（日）は申告相談を実施します。

◇駐車場は、役場駐車場をご利用ください。

（◇自宅や事務所等からインターネットを利用してパソコン・スマートフォンでも確定申告が行えます。詳しくは、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーでご確認ください。）

【医療費控除を申告する場合】

◇事前に「医療費控除の明細書」を作成して申告会場までお越しください。

※平成29年分の確定申告から領収書を提出する代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。申告の際には「医療を受けた人」、「医療機関・薬局」ごとに集計した明細書を作成してください。医療費の領収書は5年間自宅などで保管する必要があります。

【農家の皆さんへ】

申告までに収支計算を行い、収支内訳書を作成していただきますようお願いします。また、申告会場へは収支内訳書をご持参のうえ、お越しください。

【住宅ローン控除を申告する場合】

◇事前に「住宅借入金等特別控除の計算明細書」を作成して申告会場までお越しください。

◇住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書（2カ所以上ある場合はそのすべて）



国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ 国民年金保険料の追納をお勧めします！

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であれば遡って古い月分から納める（追納）ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。

- ・一部免除を受けた期間は、残りの納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。
- ・老齢基礎年金をすでに受給されている方は、追納できません。
- ・追納は、免除などを受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めることになります。

※追納のお申込み・ご相談は役場もしくは、お近くの年金事務所へお願いします。

【問合先】 彦根年金事務所 ☎23-1114
住民人権課 ☎38-5063

天使のほほえみ

1歳のあたんじょうびおめでとう！



はく
西田 羽玖ちゃん
2月2日生（小川原）

令和4年4月号
『天使のほほえみ』
への掲載希望（令
和3年4月生のお
子さん）の方は、
2月16日（水）
の「乳児の10か月
健診」時に写真をご持参ください。

写真の裏にお子さんの名前（ふりがな）、
生年月日、住所をご記入ください。



【問合先】 保健福祉課 ☎38-3314
企画監理課 ☎38-5061



2月4日～10日は 滋賀県がんと向き合う週間

*がんを予防しましょう！
*がん検診を受けましょう！



滋賀県健康づくりキャラクター
しがのハグ&クミ

がんを予防するために

しっかり運動！ 野菜（食物繊維）をたくさん食べましょう！

☆塩分の多い食事は胃がんになるリスクを 脂質の多い食事は大腸がんになるリスクを高めます。

がん情報しが



【問合先】 保健福祉課 ☎38-5151



3回目新型コロナワクチン接種の開始に関するお知らせ

甲良町では2月12日から、新型コロナワクチンの3回目（追加）接種を開始します。

原則2回目の接種日を基準とし対象者には、順次、接種券を発送しています。

予約方法などの詳細は甲良町ホームページをご覧ください。

予約に関するお問い合わせ：新型コロナワクチン接種コールセンター

☎0570-001-288（平日9：30～17：30）

医療機関や施設で前倒し接種の予定がある方で、接種券が届いていない場合は保健福祉課にお問い合わせください。

新型コロナワクチンの接種証明書の発行を希望する方へ

新型コロナワクチン接種証明書は、日本政府が公式に提供するアプリにより取得することができます。アプリによる接種証明書の取得には、以下の①～③が必要です。

- ① マイナンバーカード
- ② マイナンバーカードのパスワード（マイナンバーカード取得後に自身で設定する暗証番号）
- ③ アプリをダウンロードするスマートフォン等の端末

上記をお持ちでない場合、保健福祉課で発行申請の手続きが必要となります。

海外用か日本国内用の接種証明書かによって必要書類が異なります。詳しくはお問い合わせください。

また、証明書の発行には日数がかかります。あらかじめご了承ください。

接種会場で発行している「接種済証（せっしゅずみしょう）」にも、氏名、接種日、ワクチンメーカー等を記載しており、接種証明書として使用が可能です。ご不明な点は、お問い合わせください。

【問合先】 保健福祉課 ☎38-5151



湖東圏域 福祉の職場説明会開催

・福祉の職場に就職を希望している方や福祉の仕事に関心のある方を対象として、説明会では事業所の概要や仕事の内容など直接お話できる機会となりますので、お気軽にお越しください。

参加無料
申込み不要
入退場自由

開催日 令和4年2月10日(木)

会場 ビバシティ彦根2階(彦根市竹ヶ鼻町43-1)
ビバシティホール

受付 12:15～ ビバシティホール前

時間 第1部 12:30～14:30
第2部 15:00～17:00

★職場説明コーナー 12:30～14:30・15:00～17:00

★就職相談コーナー 12:30～14:30・15:00～17:00



※感染症対策として、マスクの着用・手指消毒・検温等のご協力をお願いします。

※参加事業所の状況により、1部制に変更する場合があります。

【感染症の拡大、災害発生時は急きょ実施をとりやめる場合があります。最新の情報は彦根市ホームページをご確認ください。】

【問合先】 保健福祉課 ☎38-5151



「カイゴとフクシ就職フェアinしが」(彦根会場)の開催

25法人(午前12法人と午後13法人の2部制)による就職説明会が開催されます。

入場無料。

日時 2/19(土) I部:10:30～13:00
II部:14:00～16:30

場所 ビバシティ彦根2階ホール(彦根市竹ヶ鼻町43-1)

問合 滋賀県社会福祉協議会 湖北介護・福祉人材センター
☎0749-64-5125 <https://fair.fukushi.shiga.jp/>



【問合先】 滋賀県社会福祉協議会 ☎64-5125



子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外分)のご案内



1. 支給対象者 ①②の両方に当てはまる方
(※既にひとり親世帯分・ひとり親世帯以外分の給付金を受け取った方を除く)

① 令和3年3月31日時点で
18歳未満の児童(障害児の場合、**20歳未満**)を養育する父母等
(※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

② I.令和3年度 **住民税(均等割)が非課税**の方
または
II.新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月1日以降の収入が急変し、**住民税非課税相当**の収入となった方

2. 支給額 **児童1人当たり一律 5万円**

■支給には、申請が必要となります。※受付は令和4年2月28日まで!

I.令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で**住民税非課税の方**
※令和3年度(令和2年分所得)の税申告をされていない方は、申告をして**住民税非課税であれば対象となります。**

II.上記以外の方(例.令和3年4月から令和4年2月末までに生まれた新生児を養育している方、収入が急変した方、**特に高校生世代のみを養育している方は対象となる可能性がありますので、下記コールセンターまでご連絡ください。**)

▶ 申請書は甲良町のホームページまたは役場窓口で配布しています。



■厚生労働省 コールセンター

☎0120-811-166 (受付時間:平日9:00～18:00)

詳細については、甲良町保健福祉課「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外)」窓口までお問い合わせください

☎0749-38-5151 (受付時間:平日8:30～17:15)



甲良町 し尿収集カレンダー【令和4年3月】

日(曜日)	午前/集落	午後/集落
1日(火)	呉竹①	呉竹①
2日(水)	小川原①	小川原①
3日(木)	小川原①	小川原①
4日(金)	—	—
5日(土)	定 休 日	定 休 日
6日(日)	定 休 日	定 休 日
7日(月)	尼子①	尼子①
8日(火)	正楽寺①・法養寺①②③	正楽寺①・法養寺①②③
9日(水)	長寺①	長寺①
10日(木)	—	—
11日(金)	下之郷①③	不 定 期
12日(土)	定 休 日	定 休 日
13日(日)	定 休 日	定 休 日
14日(月)	—	—
15日(火)	在士②③	在士②③
16日(水)	北落①②③	北落①②③
17日(木)	金屋①②③	金屋①②③
18日(金)	長寺②	長寺②
19日(土)	定 休 日	定 休 日
20日(日)	定 休 日	定 休 日
21日(月)	定 休 日	定 休 日
22日(火)	小川原②・呉竹①③	不 定 期
23日(水)	—	—
24日(木)	—	—
25日(金)	池寺①②③	池寺①②③
26日(土)	定 休 日	定 休 日
27日(日)	定 休 日	定 休 日
28日(月)	長寺③	不 定 期
29日(火)	—	—
30日(水)	—	—
31日(木)	—	—

※「—」の日時は、他町の集落の収集日となっています。

※不定期でお申込みの方は、原則として不定期日での収集となります。

※集落名の後にある○印の数字は、お申込みいただいた収集回数を表しています。

①は1ヶ月に1回、②は2ヶ月に1回、③は3ヶ月に1回でのお申込みを表し、「呉竹①」とある場合は1ヶ月に1回で申込みいただいた呉竹のお宅を収集させていただきます。

なお、収集予定のない集落等については、翌月以降の収集となります。

※1月に2回でお申込みの場合は、原則1回目を同集落の月1回と同じ日に、2回目を1回目の15日後（2～3日は前後します）に収集させていただきます。

※集落とは、住所地名をさしていますので、該当する収集日に依頼してください。

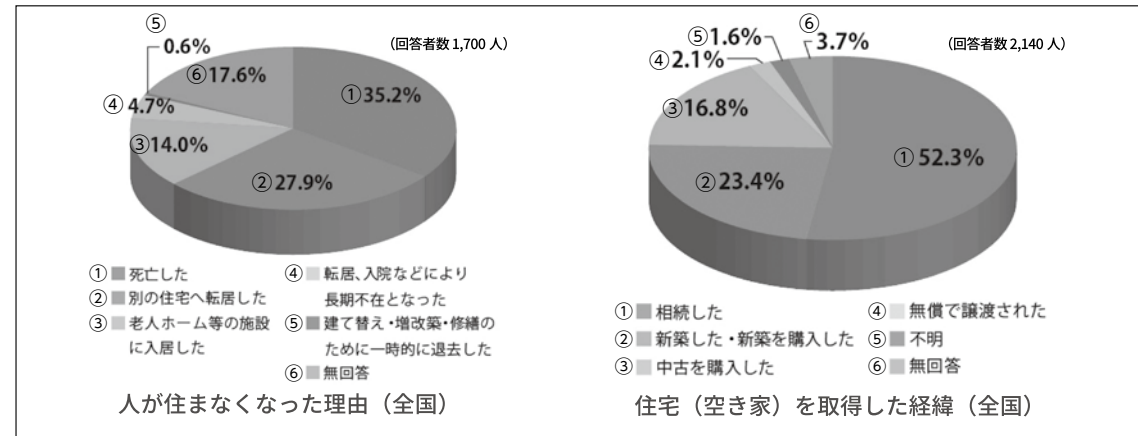
【問合先】 クリーンライフ湖東 ☎ 35-5205

甲良町空き家バンク コラム

空き家が増える要因と対策

空き家が増える要因

国土交通省の調査によると、家に人がすまなくなった原因は、「死亡した」が35.2%で1位、住宅（空き家）を取得した理由の1位が「相続した」が52.3%と、空き家になるきっかけは、親が亡くなり相続で家を引き継いだ場合が多いということが分かります（下図）



金融広報中央委員会「知るぽると」より引用

核家族化が進む現在では、親の死後に家を相続することになったときには、すでに自分の家を持っている、あるいは通勤・通学の理由で、親から相続した家に移り住むことが難しいケースが多くなっています。加えて、税制上の「住宅用地の軽減措置の特例」も、空き家をそのままにしてしまう一つの要因といわれています。建物を解体するにしても費用がかかるうえ、更地になると特例措置の対象から外れて税額が上昇してしまうことから、建物を解体せずに放置してしまうケースもあるようです。甲良町においても、人口は昭和60年をピークに減少の一途をたどっており、それに伴い空家も増加傾向にあります。また、高齢者の単身世帯が年々増加しており、空き家は今後もさらに増加することが予想されます。

空き家を放置すると…

空き家を放置しているだけであれば別に問題ないのではと思う人もいるかもしれませんが、空き家はさまざまなトラブルを引き起こす原因となるのです。

空き家は適切な管理が行われていない状況が続くと
以下のように生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあります



防災性の低下 倒壊、崩壊、屋根・外壁の落下火災発生のおそれ
防犯性の低下 犯罪の誘発
衛生の悪化、悪臭の発生 蚊、蝇、ねずみ、野良猫の発生、集中
ごみの不法投棄
風景、景観の悪化 その他 樹枝の越境、雑草の繁茂、落ち葉の飛散 など…

法整備による対策

2015年に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」により、適切な管理がなされていない空き家は、当該空き家の所有者に対して、市町村が指導・勧告・命令・代執行といった措置を取るようになります。

※所有者等が自らの責任で適切に対応することが前提です。代執行の執行費用等も所有者等の負担となります。

家は利用しているうちは市場価値があると判断されるが、いったん空き家になり放置するほど、市場へ戻すのに多大なエネルギーが必要です。早期に対策を検討することが得策だといえます。

空き家のご相談お気軽に

お問合わせ

甲良町企画監理課（担当：大西）

電話：0749-38-5061

参考：甲良町空家等対策計画、国土交通省住宅局住宅総合整備課資料「空き家の現状と問題について」（H26）、金融広報中央委員会「知るぽると」記事「家のたたみ方と墓じまい「空き家」放置の問題点と解決法は？」

【問合先】 企画監理課 ☎ 38-5061

下之郷の「九日講」(山の神講)

「講」というと各字それぞれにいろんな形がありますが、下之郷の「講」は独特です。氏神である桂城神社の神事全般を字民が一体になって担う組織、それが「講」なのです。

講は、「小路」とも言い、元は道筋ごとに分かれていたようで、金堂・北金堂・北市場・南市場・高座・二階堂という6つの講があり、字内の各家はいずれかの講に所属しています。

年ごとに宿元を交代し、その年の講宿に当たった家が一年間氏神様の分神をお預かりし講運営の拠点となります。講宿は数十年に一度回ってくる大役です。講がいつ頃組織されたのか不明ですが、宝暦3年(1753年)市場講が講の什物として大太鼓を買ったという記録が残っているため、江戸時代中期には確立していたといえます。



□氏神様の分神

します。

入講した美少は、数年間、講の下働きをしながら、一人前になるための様々な礼儀作法を教えられていきます。

宴も終わり近くになると、次年度の講宿を決める「とうざし」という儀式が行われます。講宿の予定者が呼び出され、「雨露しのぐだけのあばらやではございませう」と口上を述べ、講世話から遣わされた椀一杯の酒を飲み干す「椀かぶり」を行います。そして最後に講世話から「座も段々と長じまして」とお礼の言葉



があり、納めの盃を宿元と交わして九日講はお開きとなります。

講は桂城神社の神事全般を担いますが、とりわけ重要な役割を果たすのが春の例大祭です。御旅所までの神輿の渡御に必要な役職を各講が分担して進めるのです。

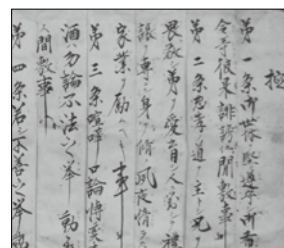
祭り当日、まず講宿に集まって酒食の後、「ハイラコ」の合図で講宿を出、什物の太鼓・鐘・ヤタギ(山車)を担いで宮入りします。各講から選ばれた若者が神輿を担ぎ、幟や子ども神輿も渡御の列に加わり、賑々しく字内を巡行します。

田んぼで米を作るのが生業であった時代、五穀豊穡を司る氏神様の元に字民一同が結束する組織として、講はなくてはならないものでした。しかし、戦後、商工業が日本の産業の中心となり、人々のライフスタイルも大きく変わる中でその存在意義はすっかり薄れてしまいました。「講など不要だ」と考える人も増えています。三百年続いてきた組織をどう継承していけばよいか、氏子総代・宮世話を中心にその議論が進められているところです。

参考資料※「下之郷の歴史」



□講宿



□掟書



図書館に行こう♪

2月22日は猫の日です。愛猫家の文化人や学者が集う「猫の日実行委員会」とペットフード協会が1987年に制定しました。今月は猫にまつわる手芸や小説、エッセイなどの本をご紹介します。



『日本全国ねこの御朱印&お守りめぐり』

地球の歩き方編集室／編集 地球の歩き方

福を招く「ねこさんぽ」で願いをかなえよう！ねこにゆかりのある全国の82の寺社と、正しい参拝の方法などをご紹介します。



『猫毛(ねこけ)フェルトの本
うちの猫と作る簡単ハンドクラフト』

蔦谷 香理／著 飛鳥新社

猫の抜け毛で作ってみませんか？指人形、ブックカバー、猫のポートレート、ポーチ、小物入れなど、猫への愛たっぷりの猫毛フェルトにチャレンジ☆



『警備員さんと猫
尾道市立美術館の猫』

にござろ／著 KADOKAWA

尾道市立美術館の心優しい警備員さんと、美術館に入りたくて侵入を試み続けた2匹の猫のほのぼのとした攻防を写真とイラストでお楽しみください♪

『子のない夫婦とネコ』

群 ようこ／著 幻冬舎

ネコ好きなツヨシとの結婚と同時に、子ネコとの生活が始まったモトコ。ふたりは幸せに歳を重ねてきたけれど、ネコも老いていき…。『老いとペット』を明るく描いた小説。



『今日も一日きみを見てた』

角田 光代／著 KADOKAWA

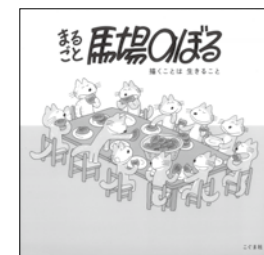
4年前角田家にやってきたアメリカンショートヘアのトト。人生にはじめて関わった猫は、慎重で、さみしがりで、辛抱よく、運動音痴。愛猫との暮らしを写真も交えて綴るエッセイ。



『まるごと馬場のぼる』

馬場 のぼる／作 こぐま社

絵本「11ぴきのねこ」で有名な作家・馬場のぼるの作品集。初期から晩年までの漫画や絵本の原画、イラストやスケッチ、少年時代の作品などをご堪能ください。



2月の催し物

※図書館の行事はすべて無料です。
※図書館の行事は予告なく延期・中止になる場合があります。

2月12日(土) 11:00～

おはなし会

2月25日(金) 11:00～

ぴよぴよひよこの
おはなし会
(0.1.2歳向けの赤ちゃんおはなし会)

☆☆蔵書点検による休館のお知らせ☆☆

2月16日(水)～2月22日(火)

図書館では1年に1回、所蔵する本を1冊1冊確認し、より利用しやすい本棚にするための作業を行います。この期間、図書館は休館いたします。ご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、蔵書点検期間中も本、雑誌、紙芝居はブックポストへの返却が可能です。CD、DVDに関しましては23日以降にカウンターへ返却ください。

《展示のお知らせ》

布の森・土屋展

2月3日(木)～
2月27日(日)

甲良養護学校の生徒さんたちによる織物などの作品を展示いたします。どうぞご覧ください。

【問合先】 ふるさとプロジェクト(図書館) ☎38-8088 FAX38-8089

【問合先】 図書館 ☎38-8088 FAX38-8089



温水プール・香良の湯カレンダー

利用案内 <http://www.tac-sports.co.jp/koura-pool/>

*営業日・営業時間等詳しくは、問合せ先までご連絡ください

《水泳教室受講手続き》
空き状況をお問い合わせいただき、教室受講料と
印鑑をご持参の上、温水プール受付まで。

2月 お風呂・プール

日	月	火	水	木	金	土
		1	2 教室日	3	4 教室日	5 教室日
6	7	8	9 教室日	10	11 教室日	12 教室日
13	14	15	16 教室日	17	18 教室日	19 教室日
20	21	22	23 教室日	24	25 教室日	26 教室日
27	28					

3月 お風呂・プール

日	月	火	水	木	金	土
		1	2 教室日	3	4 教室日	5 教室日
6	7	8	9 教室日	10	11 教室日	12 教室日
13	14	15	16 教室日	17	18 教室日	19 教室日
20	21	22	23 教室日	24	25 教室日	26 教室日
27	28	29	30	31		

3月30日はスクール休講日

【営業時間のご案内】

・温水プール
受付時間 12:45～20:30
(日曜日は19:30まで)
遊泳時間 13:00～21:00
(日曜日は20:00まで)
・香良の湯
受付時間 12:45～20:00
入浴時間 13:00～
(閉場時間20:30)

○ 甲良町温水プール 無料体験会 (通常体験料1,200円) 開催！ ※甲良町在住の方限定

体験から1週間以内にご入会いただいた方(ジュニア水泳)には、スイムキャップ(600円)をプレゼント！

・ジュニア水泳 4,100円 成人水泳 4,500円 水中ウォーキング 2,100円 各スクール月4回開催

【開催期間】

2月9日(水)～3月12日(土) 各回 限定3名

参加ご希望の方は前日までにご予約下さい。 ☎38-5155

※定員に達している場合は他の日で体験をお願いします。

※幼児クラスは令和3年度中に4歳になる方から参加可

体験後、ご入会の方にはスイムキャップをプレゼント！

今回の無料体験会は甲良町在住の方のみが対象となります。

甲良町以外にお住まいの方の体験料は**500円**となります。

	水	金	土
14:00		成人水泳(初級)	
15:00	成人水泳(中級)		幼児
16:00	小学1～3年	幼児	小学1～3年
17:00	幼児	小学1～3年	小学3～6年
18:00	小学3～6年	小学3～6年	小学4～中学生
19:00		水中 ウォーキング	成人水泳 (初級/上級)
20:00			

○春の短期水泳教室参加者募集中！！ 3/31～4/2 (3日間)

	対象	定員	日程	参加費
幼児教室 午後1時～午後2時	4歳～未就学児	16名	3月30日(水)・31日(木)・ 4月1日(金)	3,630円 (税込)
ジュニア教室 午後2時30分～午後3時30分	小学生	24名		

【申込方法】

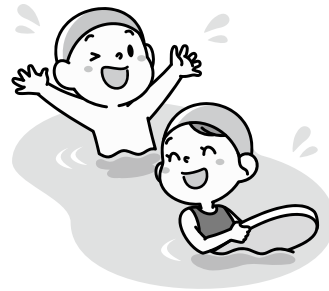
令和 4年 2月25日(金) 13時から甲良町温水プールにて直接受付開始。(先着順)

電話申込は14時からとさせていただきます。(0749-38-5155)

【参加者特典】

①短期から新規入会の方は**4月の月会費が半額!**2,050円(通常4,100円)、**指定用品700円相当をプレゼント!**(キャップ・ワッペン)

②現在スクールに通っている方で4月も継続される方は、4月の受講料3,000円(通常4,100円)



【2月のスタンプカード イベント】

1回1ポイント、10ポイントで1回無料になるスタンプカードを実施中!

今月のポイント2倍デ이는...

温水プール 毎週日曜日および18時以降(全営業日) ご利用の方

香良の湯 3の付く日(3日、13日、23日)、26日(風呂の日) ポイント2倍!

【問合せ先】温水プール・香良の湯 ☎ 38-5155



期間限定メニューのお知らせ ～駅長より、最新の情報をお知らせします～



★クレープ店『Crepes』からのお知らせ

1～3月の期間限定クレープは甲良町産の美味しいイチゴ(章姫)使った『甲良産フレッシュイチゴのクレープ』を販売しています。

この時期しか食べれない1番人気のクレープをぜひ!

【クレープ営業時間】10:00～17:00



★ピザ店『UNO』からのお知らせ

2、3月の期間限定ピザは『バンビーノ』。

さっぱりとした特製マヨネーズレモンソースに玉ねぎの甘味とジューシーなソーセージ、ほくほくしたじゃがいものコントラストが絶妙な一品です。

【営業時間】10:30～17:00



2月の定休日は14日(月)になります(営業時間 9:00～17:00)

【問合先】道の駅せせらぎの里こうら ☎38-2744



電話・Zoomによる無料法律相談会

団体名 滋賀弁護士会

開催日 令和4年3月5日(土)

時 間 13:00～16:00 (相談1枠につき30分)

内 容 電話あるいはZoomを使用して弁護士が法律相談を行います。

定 員 30人(先着順) ※30分×6枠×5回線

申込み 事前予約制(申込期限 3月5日当日まで)

申込先 滋賀弁護士会 ☎ (077) 522-2013

住 所 滋賀県大津市梅林1丁目3番3号

【問合先】 滋賀弁護士会 ☎077-522-2013

**あなたの大切な遺言書を
法務局がお預かりします**

預けて安心! 自筆証書遺言書保管制度

遺言書の紛失・
改ざんを防止

家庭裁判所の
検認が不要

保管手数料
3,900円

お問合せ先 **大津地方法務局 彦根支局**
〒522-0054 彦根市西今町5-8番地3
0749-22-0291
～お気軽にお問合せください～

事前
予約制

大津地方法務局HP
QRコード

参 加 無 料 **大津地方法務局** 完全予約制
滋賀県司法書士会

相続・遺言講演会 & 相談会

相続・遺言に関する疑問や相談に応じます!

日時: **2月13日(日)** 13:00～16:30
会場: **彦根勤労福祉会館** (JR彦根駅徒歩5分)

※本イベントは、新型コロナウイルス感染症対策を十分に行います。
ただし、感染状況の悪化により、中止となる場合がございます。

予約
受付 **滋賀県司法書士会事務局**
☎ 077-525-1093
(平日 9時～12時, 13時～16時)

健康カレンダー

自分の体は自分で守ろう！

2月後半分 (会場：保健福祉センター)

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方(児)	持ち物
中期離乳食教室	15日(火)	9:30~10:00	令和3年6月7月生まれの児 前回受けられていない児	母子健康手帳・質問票
乳児健診4か月	16日(水)	13:30~13:40	令和3年10月生まれの児 前回受けられていない児	母子健康手帳・質問票 すこやか親子アンケート
乳児健診10か月	16日(水)	13:00~13:10	令和3年4月生まれの児 前回受けられていない児	母子健康手帳・質問票 写真(広報への掲載希望者)
こころの健康相談	24日(木)	10:00~11:30	こころの健康状態に不安をお持ちの方 (予約制) 保健師が対応いたします。	特になし

3月前半分 (会場：保健福祉センター)

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方(児)	持ち物
2歳6か月健診	10日(木)	9:30~10:00	令和元年6月~8月生まれの児 前回受けられていない児	母子健康手帳・質問票 歯ブラシ・コップ
こころの健康相談	11日(金)	13:30~15:00	こころの健康状態に不安をお持ちの方 (予約制) 保健師が対応いたします。	特になし
すこやか相談	14日(月)	予約制	子どもの健康、食生活、予防接種等に関する相談を行います。	母子健康手帳

健診・教室には、体温測定のうえご来場ください。

発熱、だるさ、咳などの症状のあるかたは参加を控えていただきますよう、感染防止対策にご協力をお願いします。

問合先 保健福祉課 ☎38-3314

ひとのうごき

< >内は前月との比較
R4.1.1 現在

	総人口		0～15歳未満	15歳以上 ～65歳未満	65歳以上
男	3,237	<－ 5 >	389	1,876	972
女	3,444	<－ 5 >	349	1,803	1,292
合 計	㊸ 6,681	<－ 10 >	738	3,679	㊶ 2,264

世帯数	2,613	0	㊶÷㊸＝高齢化率 高齢化率とは65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。	33.89%
-----	-------	---	--	--------

2022年(令和4年)2月号
通巻第518号発行/甲良町企画監理課
〒522-0244

滋賀県犬上郡甲良町大字在士353番地1

TEL.0749-38-5061

FAX.0749-38-5072

E-mail: kikaku@town.koura.lg.jp

滋賀県受診・相談センター

発熱、のどの痛み、頭痛、下痢、体のだるさ、においや味がわかりにくい等の症状があるかたは、かかりつけ医か身近な医療機関に、必ず電話してから受診してください。医療機関がわからない場合は、受診・相談センターにお問合せください。

TEL: 077-528-3621

FAX: 077-528-3638 (24時間/毎日)

E-mail: coronasoudan@shigaken.net

※症状はないが心配な方は、滋賀県新型コロナウイルス感染症一般電話相談窓口にお問合せください。
TEL: 077-528-3637 FAX: 077-528-3638 E-mail: coronasoudan@shigaken.net